

3. 10 福島原発事故被害者の権利宣言

2011年3月11日、地震と津波に続いて起こされた、東京電力福島第一原子力発電所の大事故により、私たちはみな突然に、3・11前の暮らしを根こそぎ奪われました。

被害の大きさと深さにもかかわらず、私たち被害者は、必要な情報から遠ざけられ、総合的な支援策が講じられないまま、不安と被曝受忍の中で分断され、その傷を深くしています。

福島県民だけでも避難を余儀なくされた人は15万人といわれ、放射能汚染地では住民が復興の糸口を見いだせないまま放射能汚染への日々の対処を強いられ、人としての幸福と尊厳ある暮らしの権利を奪われ続けています。

終らない原発震災は、2年目に入ります。

私たち福島原発事故被害者は、いのちと尊厳を守るため、以下のことを宣言します。

- ・ 私たちは、東京電力が引き起こした福島第一原発事故の被害者です。
- ・ この人災で奪われたものはすべて、加害者が「原状回復」を基本に、完全賠償するべきです。
- ・ 私たちには、尊厳をもって幸福な生活をする権利があります。
- ・ 私たちには、安全な地で暮らす権利があります。
- ・ 私たちには、福島にとどまる、離れる等の選択を尊重され、生活を保障される権利があります。
- ・ 私たちには、危険を回避するために必要なあらゆる情報へのアクセスを保障される権利があります。
- ・ 私たちには、被ばくによる健康障害を最小限にするための、保養・疎開を含めた防護策と、健康障害の早期発見および適切な治療を保障される権利があります。
- ・ 私たちは、自分や家族、コミュニティの将来に重大な影響を与える決定過程に参加する権利があります。

私たちは、これ以上奪われない、失わない。

私たちは、故郷にとどまるものも、離れるものも、支えあい、この困難を乗り越えていきます。

私たちは、かけがえのないひとりひとりの幸福と、差別なき世界を創造し、未来世代に対する責任を果たし、誇りを持って生き延びていきます。